

令和5年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年12月20日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月20日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美 登 利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭
	9 番	加 藤 裕 子	10 番	富 田 さ と み
	11 番	伊 藤 俊 一	12 番	水 野 智 見
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	小島 昌己	ふるさと振興課長	太田 圭介
	総務部	部長	鈴木 敬	総務課長	藤下 真人
	民生部	部長	不破 生美	次長兼環境課長	石原 己樹
		住民課長	戸谷 政司	保険医療課長	後藤 雅幸
		介護支援課長	松井智恵子	子ども課長	飯田 陽亮
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼まちづくり推進課長	福谷 光芳
	上下水道部	部長	伊藤 和光		
	消防本部	消防長	高塚 克己	総務課長	三谷 克利
教育委員会事務局	教育長	服部 英生	次長兼教育課長	館林 久美	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	萩野 み代	書記	荒木 慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 発議第6号 蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第58号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第3 議案第59号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第4 議案第55号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第57号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第44号 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第45号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第46号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第49号 蟹江町観光交流センター指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第47号 令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結事項の変更について
- 日程第12 議案第48号 消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結事項の変更について
- 日程第13 議案第51号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第53号 令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第54号 令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 発議第7号 認知症との共生社会の実現を求める意見書の提出について
- 日程第17 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第18 発議第6号 蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 追加日程第19 議案第58号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 追加日程第20 議案第59号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）

○議長 水野智見君

おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、令和5年第4回蟹江町議会定例会の最終日です。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

議員のタブレット及び理事者の皆様のお手元に、発議第6号及び発議第7号の議員提出議案並びに総務民生常任委員会審査報告書及び防災建設常任委員会審査報告書、議会運営委員会報告書を配付してあります。よろしくお願い致します。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方に誤解を与えない利用形態とさせていただきますようお願い致します。

飯田雅広君より30分ほど遅刻する旨の連絡がありましたので、お願いします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る12月14日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

議会運営委員長の安藤洋一でございます。

それでは、早速、去る12月14日木曜日に開催されました令和5年第4回12月定例会第3回議会運営委員会の内容についてご報告を申し上げます。

1、意見書の審議結果について。

(1) 採択することになった意見書。認知症との共生社会の実現を求める意見書。

(2) 継続審議することになった意見書。ア、現行の健康保険証の存続を求める意見書。イ、小中学校の給食費無償化を求める意見書。ウ、医療・介護・福祉・保育など公的価格で運営される職場に対し物価高騰対策を今まで以上に行うことを求める意見書。エ、現行の健康保険証の存続を求める意見書。

(3) 不採択とすることになった意見書。ア、保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書。イ、介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書。ウ、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書。エ、国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書。オ、物価高に即した年金増額、公的年金制度の改善を求める意見書。カ、介護保険制度の改善を求める意見書。キ、介護労働者の労働環境の改善を求める意見書。ク、18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める

意見書（国宛て）。ケ、障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書。コ、子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで、拡充を求める意見書（愛知県宛て）。サ、国民健康保険への愛知県独自の支援を求める意見書。シ、地域の医療・介護・福祉・保育の充実と新型コロナウイルス感染症にかかわる支援強化を求める意見書。ス、地域医療介護総合確保基金を活用し医療・介護・福祉職場への補助を拡充することを求める意見書。

2、令和6年第1回（3月）定例会の日程について。

これは資料1をご覧ください。

令和6年第1回（3月）蟹江町議会定例会の会期予定表。

2月22日木曜日に議会運営委員会を開催いたします。

3月1日金曜日、議会の開会となります。その後、全員協議会を開催いたします。

5日火曜日、全員協議会が終了しなかった場合の予備日となります。

7日木曜日、各常任委員会を開催いたします。

12日火曜日、代表質問、13日水曜日、一般質問、14日木曜日、一般質問の予備日となります。

15日金曜日、予算審議、18日月曜日、予算審議の終了しなかった場合の予備日となります。

21日木曜日、議会の閉会日となります。

次に、3、蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

これは発議第6号として最終日に上程、精読とし、追加日程で審議、採決といたします。

4、追加議案について。

（1）蟹江町手数料条例の一部改正について。

追加議案として、蟹江町手数料条例の一部改正についてを上程したい旨、理事者から申し出がありました。

最終日の冒頭で、議案上程の後に精読とし、追加日程により審議、採決することといたしました。

（2）令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）。

追加議案として、令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）を上程したい旨、理事者から申し出がありました。

最終日の冒頭で、議案上程の後に暫時休憩として直ちに全員協議会を開催し、補正予算の内容に関する説明を受けます。その後、本会議を再開して精読とし、追加日程により審議、採決することといたしました。

5、その他。

（1）議員総会の開催について。

令和5年12月20日水曜日、本会議終了後、協議会室にて、蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の規定文を示すほか、「公共交通」について改めて取り扱うこと

といたしました。

(2) 3月議会議案説明会の開催について。

日時、令和6年2月15日木曜日、午前9時から。場所は3階の協議会室にて行います。

(3) その他。

ア、山口県長門市議会から「文化財保存活用地域計画について」の視察申し入れがあり、令和6年2月5日月曜日に文教厚生常任委員会が来庁予定ということになっております。

イ、令和5年12月5日火曜日、本会議終了後の全員協議会にて請求した海部地区急病診療所組合議会に関する資料については、組合より、現時点でお出しできる資料はないとの回答がありました。

報告は以上になります。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 発議第6号「蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○13番 安藤洋一君

13番 安藤洋一です。

それでは、早速、発議第6号の提出について報告をいたします。

発議第6号「蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」。

蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月20日提出。

提出者、蟹江町議会議員、安藤洋一。

賛成者、同、山岸美登利、同、飯田雅広、同、板倉浩幸、同、吉田正昭、同、伊藤俊一、同、佐藤茂。

蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。

本文については、後ほどお目通しをお願いいたします。

2ページ目の下のほうです。

提案理由を申し上げます。この案を提出するのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正等に伴い、蟹江町議会議員の蟹江町に対する請負の状況を公表すること等により、

請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、規定を整備する必要があるからである。

蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定要点を申し上げます。

第1条、目的。

この条例は、蟹江町議会議員（以下「議員」という。）が蟹江町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とすることを規定するものであります。

第2条、報告。

前会計年度中に蟹江町と請負をした議員は、議長に対し、請負の状況（請負ごとにその対象とする役務等）を毎年6月1日から同月30日までの間に報告しなければならないことを規定する。

また、報告を訂正する必要があるときは、議長に対し、当該訂正の内容を届け出なければならないことを規定する。

第3条、報告の一覧の作成及び公表。

議長は、請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを規定する。

また、報告に訂正がある場合は、当該訂正後の報告についても一覧の作成及び公表をしなければならないことを規定する。

第4条、報告等の保存及び閲覧等。

報告及び訂正について、議長は当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないことを規定する。

また、何人も、議長に対し、保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができることを規定する。

第5条、委任。

条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることを規定する。

附則といたしまして、公布の日を施行日とし、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することといたしました。

以上、発議第6号を提出いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（13番議員降壇）

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第6号を精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第2 議案第58号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

おはようございます。よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第58号「蟹江町手数料条例の一部改正について」。

蟹江町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月20日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町手数料条例の一部を改正する条例。

蟹江町手数料条例（昭和39年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

提案理由でございます。この案を提出するのは、戸籍法等の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

4ページから8ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、9ページをお願いいたします。

9ページ、一部改正要点でございます。

別表第1。

戸籍の謄本又は抄本の項に戸籍証明書を追加する。

除かれた戸籍の謄本又は抄本の項に除籍証明書を追加する。

戸籍電子証明書提供用識別符号、除籍電子証明書提供用識別符号に関する項を追加する。

戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項の書類に記載した事項の証明書の項に同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書を追加する。

戸籍法第48条第2項の書類の閲覧の項に同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧を追加し、書類1件につきを削除する。

附則、令和6年3月1日を施行日といたしました。

以上のとおりですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回、戸籍の関係なんですけれども、補足説明で、ちょっと先ほど、上程あったときにも戸籍の電子証明書提供用識別符号とか、除籍の電子証明書提供用識別符号の発行、この2種類あるんですけれども、これって新規事務ということなんですけれども、この辺についてもう少し詳しくお願いいたします。

○住民課長 戸谷政司君

ご質問ございました、電子証明書提供用の識別符号の説明ということでよろしかったですかね。こちらにつきましては、新たに始まるというところのものでございまして、簡単に説明をいたしますと、電子的にデータを提供するためのものになります。基本的には、電子データとして戸籍の情報を出すのではなくて、戸籍の情報システムの中に各個人のデータを登録することになります。それをどこかの公官庁とかに持って行ってもらって、この符合というのが、パスワードみたいな考え方になると思いますので、この符合、パスワードを持って行ってもらうと、そこから番号を入力することによって、各個人のデータが読めるというような形になる仕組みでございまして。

一応こちらのほうは3月1日からということで条例を改正させていただくんですけれども、仕組み自体はまだ先になるというところで、まずは条例のほうの整理だけをさせていただくというところのものになります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

何か聞いておっても、電子的にもらえるわけじゃなくて、暗証番号でまたどこからもらう、そんなことみたいなんだけれども、これからということで、これ、戸籍、今まで相続の関係でも、蟹江町では蟹江町のところまでしか取れない。それが、僕も経験しているんだけど、本当に遠い自治体に戸籍があった場合、そちらに訪問するか、郵送関係で取り寄せて相続関係をやったんですけれども、それが、もう全く蟹江町で、除籍されたやつも出生からもらえるという認識なんですかね。

○住民課長 戸谷政司君

ご質問ございました、今までだと、本籍地に赴かないと戸籍が提出できないというところだったんですけれども、今回の戸籍法の改正によりまして、広域交付という形で、蟹江町に本籍がない方でも蟹江町でよその自治体の戸籍が取れるという仕組みに、3月1日からなるというところなんです。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第3 議案第59号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第59号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」

令和5年度蟹江町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳出歳入それぞれ2億5,182万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億9,847万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月20日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

今回の第6号の補正案につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、低所得世帯への支援金の給付事業及び利用児童に対して安定的な給食を実施している保育所などを支援する事業の経費を計上するものでございます。

いずれの事業につきましても速やかな着手が必要となるため、本日最終日に上程させていただき、ご審議、採決をお願いするものであります。

なお、この後の全員協議会におきまして、各関連事業について説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では、歳入予算でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額2億4,425万円、1節

社会福祉費補助金、内訳としまして、地方創生臨時交付金（低所得世帯支援給付金事業（追加分））2億2,837万5,000円、こちらは、住民税非課税世帯への7万円の給付金に充当されるものでございます。

また、地方創生臨時交付金（低所得世帯支援給付金事業（拡大分））1,547万2,000円、こちらは、課税者の扶養親族のみで構成されている世帯へ同じく7万円を支給する事業に充当されるものでございます。

なお、こちらにつきましては、町独自の事業となっておりますのでございます。

続いて、3節児童福祉費補助金、内訳としまして、地方創生臨時交付金（保育所等給食費軽減対策支援金）40万3,000円。

それから、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額113万3,000円、内訳としまして、保育所等給食費軽減対策支援金としまして113万3,000円でございます。

最後になりますが、20款1項1目繰越金、補正額644万2,000円、前年度繰越金となります。

以上が歳入予算の補正内容となります。

続きまして、10、11ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額2億5,012万5,000円です。低所得世帯支援給付金事業（追加分・拡大分）としまして、時間外勤務手当から補助金の低所得世帯支援給付金まで、総額2億5,012万5,000円を計上するものでございます。

続きまして、2項児童福祉費、4目保育所費、補正額170万円。民間保育所運営費としまして、保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金170万円を計上するものでございます。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催します。全員協議会は協議会室にて行いますので、そちらのほうに移動をよろしく申し上げます。

(午前9時28分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時58分)

○議長 水野智見君

議案第59号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑はないようですので、質疑を終結します。

ただいま議案となっております議案第59号は精読にしたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は精読とされました。

ここで、住民課長の退席と、保険医療課長、ふるさと振興課長の入場を許可します。

職員の入替のため、暫時休憩とします。

(午前9時59分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時59分)

○議長 水野智見君

日程第4 議案第55号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第56号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第6 議案第57号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」

日程第7 議案第44号「災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」

日程第8 議案第45号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第9 議案第46号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

日程第10 議案第49号「蟹江町観光交流センター指定管理者の指定について」

を一括議題とします。

本7案は、総務民生常任委員会に付託されています。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長、石原裕介君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○総務民生常任委員長 石原裕介君

総務民生常任委員会に付託されました7案件につきまして、去る12月8日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に、総務部に関する4案件、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第44号の審査を行い、続いて、民生部に関する2案件、議案第45号、議案第46号の審査を行い、続いて、政策推進室に関する1案件、議案第49号の審査を行うこととしました。

最初に、議案第55号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、町職員の給与改定は人事院勧告に基づいて行われているが、町議会議員の報酬、または常勤特別職の給与の改定は、何を根拠として行われているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、条例中に常勤特別職の諸手当、また町議会議員の期末手当については、一般職の職員の例により算出する額と規定されているため、今回、一般職の給与改定に合わせて条例を改正するものであるという内容の答弁がありました。

次に、町議会議員及び常勤特別職の報酬等の改正を見送ることはできないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、規定に基づくものであり、見送ることは考えていないという内容の答弁がありました。

次に、令和5年12月期の期末手当について、適用日が令和5年12月1日と遡ることに問題はないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、令和5年12月1日を過ぎた日を適用日とすると、令和5年12月期の期末手当に反映しなくなってしまう。遡ることについての法的な問題はないという内容の答弁がありました。

次に、規定中に期末手当の内払いとあるが、どのようなものかという内容の質疑がありました。

これに対し、議決後に期末手当の差額分を支給することになるが、既に支給済みである令和5年6月及び12月期のものを内払いとするものであるという内容の答弁がありました。

次に、改正される支給割合についての説明を求めるという内容の質疑がありました。

これに対し、本来は令和5年6月期、12月期ともに支給割合を100分の170としなければならないが、令和5年6月期については100分の165の割合でしか支給していないため、令和5年12月期の支給割合を100分の175とすることで調整している。令和6年6月期、12月期については、支給割合を100分の170と改正するという内容の答弁がありました。

次に、今回の改正による影響額はどのくらいかという内容の質疑がありました。

これに対し、町議会議員、常勤特別職併せて85万8,000円増加するという内容の答弁がありました。

次に、町議会議員及び常勤特別職の期末手当を職員に準じて上昇させることについてどう考えるかという内容の質疑がありました。

これに対し、公務員における国と地方の均衡を図る原則がある。国の特別職についても、国の一般職に準じて制度を構築することになっているため、その考えに基づき改正案を提出

した。人事院勧告は、4月、5月の給与実態を調査し、民間との差を後追いで補てんする制度であるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、反対討論として、激しい物価高騰により町民生活が深刻な打撃を受ける中、議員や常勤特別職の手当を引き上げることに疑問がある。また、一般職の給与の引き上げに準ずることについても疑問があり、今回の改正は認められないと考え、反対するという内容の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、議員及び特別職で常勤の者の期末手当の支給割合を引き上げるために必要な条例改正であり、適正と考えるため、賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第55号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の改正による影響額はどのくらいかという内容の質疑がありました。

これに対し、約2,200万円増加するという内容の答弁がありました。

次に、昨年、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、募集要項で定められているため改正を行わなかったが、今回改正を行うのはなぜかという内容の質疑がありました。

これに対し、パートタイム会計年度任用職員も地方公務員という位置づけである。パートタイム会計年度任用職員の期末手当に関する国からの通知を受けて、期末手当を引き上げる必要があると判断し、改正することとしたという内容の答弁がありました。

次に、期末手当を引き上げることで、年間所得に影響することが考えられるが、支給はいつ行うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、令和6年1月の支給を予定しているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第56号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の改正による影響額はどのくらいかという内容の質疑がありました。

これに対し、約2,800万円増加するという内容の答弁がありました。

次に、職員1人当たりの給与の上昇額はどのくらいかという内容の質疑がありました。

これに対し、採用からの年数によって異なる。初任給については、大卒を例にすると一月当たり1万1,000円の上昇、採用から10年目の職員では、一月当たり約5,600円の上昇となるという内容の答弁がありました。

次に、企業会計では、一般会計と異なり補正予算が計上されていないが、上下水道部の職員の給与はどうかという内容の質疑がありました。

これに対し、上下水道部の職員についても給与は上昇する。企業会計においては、給与改定による補正予算を計上しなくてもよいとされているという内容の答弁がありました。

次に、令和5年12月期の期末手当の支給はいつ行うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、改定後の差額分については、令和6年1月の給与と併せて支給するという内容の答弁がありました。

次に、過去にどのくらいの頻度で給与の引き上げが行われたのかという内容の質疑がありました。

これに対し、給与の上昇は昨年に引き続いて行われる。経済状況によって、上昇することも減少することもあるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第57号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の改正により何が変わるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の改正の概要は、新型インフルエンザ等のまん延等における地方公共団体の事務の代行等について、感染症法に根拠がある事務について、政府対策本部が設置されたときから行うことができるよう、要請可能時期と対象事業を拡大するものである。要請可能時期が、これまで新型インフルエンザ等緊急事態宣言発令中だったものが、緊急事態宣言発令前であっても、政府対策本部が設置されたときからとなる。これに伴い、手当の名称を変更する改正を行うという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第44号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、今回の改正の内容はどういったものかという内容の質疑がありました。

これに対し、国民健康保険の被保険者が出産した際、単胎妊娠の場合は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4カ月間、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3カ月前から出産予定月の翌々月までの6カ月間について、国民健康保険税の均等割額と所得割額を減額するという内容であるという内容の答弁がありました。

次に、この制度について、届出制とすることとしたのはなぜかという内容の質疑がありました。

これに対して、あくまで出産予定であるため、被保険者からの届け出により確認すること

が確実であると判断したためである。ただし、届け出がなされていない場合、必要な確認が取れた場合、職権により適用することもあるという内容の答弁がありました。

次に、制度の周知はどのように行うのかという内容の質疑がありました

これに対し、届け出は出産予定日の6カ月前から可能である。町のホームページや広報紙への掲載、また、母子手帳の交付に併せてリーフレットを配付することで周知をするという内容の答弁がありました。

次に、国民健康保険税の軽減をするにあたって、財源はどうなっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、軽減した額のうち、2分の1を国が、4分の1を愛知県が負担し、残りの4分の1を蟹江町の一般会計から繰り入れにより負担するという内容の答弁がありました。

次に、国が全額負担をすべきと考えるが、このことについてどう認識しているかという内容の質疑がありました。

これに対し、子育てに関する施策は、国任せにするのではなく、愛知県、蟹江町も一緒になって支援をする必要があると考えるという内容の答弁がありました。

次に、出産予定日の6カ月前から申請が可能とあるが、6カ月前は中絶が可能な時期でもあり、実際に出産したかどうかの確認も含めて、どのように考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、出生届と併せての申請が多くなると想定している。被保険者の出産予定を事前に把握し、出産した際に届け出が出されたかの管理に努めるという内容の答弁がありました。

次に、届け出は誰が行ってもよいのかという内容の質疑がありました。

これに対し、国民健康保険税は世帯主課税であり、また、出産した被保険者が出産直後に届け出をすることが困難なことも考えられるため、世帯主が届け出に来ることを想定しているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第45号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、条文中にある特別利用保育とはどういうものかという内容の質疑がありました。

これに対し、本来幼稚園に通うこととされている子どもが、幼稚園がないなどの理由により、保育所に通い、教育を受けることを特別利用保育というという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第46号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「蟹江町観光交流センター指定管理者の指定について」を議題としています。

審査に入ったところ、令和6年4月からの3年間は、何に力を入れて運営を行うかという内容の質疑がありました。

これに対し、まずは、これまでと同様に施設内のカフェメニューの開発を行う。また、指定管理者が令和4年度に地域限定旅行業の資格を取得したため、船めぐりや温泉といった蟹江町の観光資源を活用した体験プログラムを企画運営する着地型観光に力を入れた運営を行うと聞いている。それにより、観光交流センターへの来館者数の増加を目指していきたいと考えているという内容の答弁がありました。

次に、指定管理料について、来年度は2,100万円の予定があるが、これまでの推移はどうなっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今年度予算は2,100万円である。令和4年度の途中から、電気料金の高騰などの影響で50万円増額した。来年度以降の3年間について、1年度当たりの予算は2,100万円の予定であるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第49号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(4番議員降壇)

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第4 議案第55号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉です。

議案第55号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、反対の立場から討論をさせていただきます。

そもそも公務員は、その地位と特殊性と職務の公共性から、労働基本権の制約を受けており、民間企業の従業員のように、使用者との交渉により給与や勤務時間を定めることはでき

ません。このため、人事院が必要な給料改定について国会と内閣に勧告をし、それに基づいて国家公務員の給与が改定をされます。これを人事院勧告と呼ばれ、民間企業の従業員と国家公務員の給与水準を後から合わせることを基本として行われています。また、国家公務員に準じて、地方公務員にも準用されています。

今回の人事院勧告は一般職に向けられたものであり、議会議員、また特別職に向けられたものではありません。社会情勢を考えると、激しい物価高騰で町民の生活が深刻な打撃を受けている中、いくら条例の中で準ずるとされているとしても、委員会での答弁で、この条例改正で85万8,000円の影響額があり、このようなとき、物価高騰のときに報酬を上げることは、町民の理解を得られるとは思えません。せめて見送るべきであります。

以上の理由から、議案第55号は反対といたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤洋一です。

私は、蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、議員及び特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給割合を引き上げるために必要な条例の改正であり、適正なものと考えます。議員各位のご賛同をお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第55号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第5 議案第56号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第6 議案第57号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第7 議案第44号「災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第8 議案第45号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に

対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第9 議案第46号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第10 議案第49号「蟹江町観光交流センター指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、保険医療課長、子ども課長、ふるさと振興課長の退席と、民生部次長兼環境課長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、消防本部総務課長の入場を許可します。

職員入替えのため、暫時休憩とします。

開始は10時40分とします。

(午前10時28分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

多田陽子さんより中座したい旨のお話がありましたので、許可しました。

○議長 水野智見君

日程第11 議案第47号「令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結事項の変更について」

日程第12 議案第48号「消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結事項の変更について」を一括議題とします。

本2案は、防災建設常任委員会に付託されています。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○防災建設常任委員長 吉田正昭君

それでは、防災建設常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る12月8日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第47号「令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結事項の変更について」を議題としました。

審査に入ったところ、源氏泉緑地護岸は建設されてから何年になるか、また、今回整備する箇所以外にも改修する可能性はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、源氏泉緑地護岸整備は平成15年頃に行った。今回改修を行う箇所以外にも点検を行ったが、他に改修が必要な箇所はなかったという内容の答弁がありました。

次に、工事にあたり、資材や人件費が高騰している。この事業も含めて、来年度以降、物価高騰などをどのように認識しているかという内容の質疑がありました。

これに対し、物価高騰を考慮した予算要求を行っている。また、単年で終わらない事業で

あれば、設計した段階で予算に合わせ工事延長を短くするなど、的確な価格で入札が執行できるように配慮するという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第47号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号「消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結事項の変更について」を議題としました。

審査に入ったところ、今後の消防関係車両の更新の予定はどうなっているかという内容の質疑がありました。

これに対し、令和6年度に輸送車、令和7年度に救急車の更新を予定しているという内容の答弁がありました。

次に、変更契約案の特記事項で瑕疵（かし）担保責任が記載されているが、当初の契約にはなかったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、原契約には、損害賠償についての記載はあるが、納入期限の延長に関する特記事項についての文言がなかったため、今回追加するものであるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第48号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

（8番議員降壇）

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第11 議案第47号「令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結事項の変更について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第12 議案第48号「消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結事項の変更について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第13 議案第51号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

先ほどの関係で、議員及び特別職について、ここが入っているんですけども、ほかに一般職の関係、これについては賛成ではあるんですけども、この辺が、減額補正と増額補正が何かいろいろ入っているんですけども、その辺の、どう考えればいいのか、ちょっとお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、板倉議員のご質問に答弁させていただきます。

5号補正の中に、それぞれ、人件費の一般職給料という節がありまして、そこにマイナスであったりプラスであったりというところがあります。これにつきましては、当初予算を立てさせていただく時期と、定期の人事異動が4月1日ということで、職員間の部所属の間の人事異動がありますので、その関係で増減が変わってくるということで、マイナスであったりプラスであったりということで変化があるということです。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

3月に当初予算が決まって、それに基づいて4月1日で人事異動があって、異動で、その課、議会だったら議会、民生なり、課の異動で、その辺の若干で給与の会計が変わってくるという認識でいいんですね。

○総務課長 藤下真人君

板倉議員の、そのとおりということになります。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉です。

今回、議案第51号の令和5年蟹江町一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算は、先ほどの議案第55号での町議会議員、特別職の期末手当が計上されております。反対理由としては、第55号の物価高騰での町民の理解が得られないということで、同じ反対理由でありますので、よって、議案第51号に反対といたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○14番 佐藤 茂君

14番 新風 佐藤茂です。

私は、令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から討論申し上げます。

今回は、補正予算につきましては、まず、歳出予算は、障害福祉サービスの利用料の増加に伴う経費や、ふるさと納税の寄付金増加に伴う関係費用、新型コロナウイルス接種事業をはじめとした各事業の返還金などが計上され、全体で1億9,824万9,000円の増額となっております。

また、歳入予算の補正には、これらの事業を実施するための国・県の負担金や、前年度から繰越金などが歳出予算と同額計上されております。

今回提案されている補正予算は、障害福祉サービスの利用の増加に伴う経費や、町の事務を適正に実施するための経費、また、前年度に実施した事業の清算に伴う費用などで構成されており、どれも必要不可欠なものと考えております。

引き続き、町政の持続可能な発展のため、これまで以上に健全な町財政が堅持されることを要望し、議員各位のご賛同をお願いし、本議案に賛成の討論とさせていただきます。

○議長 水野智見君

他に討論はありませんか。

(発言する声なし)

討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

議案第51号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ここで、民生部次長兼環境課長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、消防本部総務課長の退席と、保険医療課長、介護支援課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前10時52分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時53分)

○議長 水野智見君

日程第14 議案第53号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第15 議案第54号「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第16 発議第7号「認知症との共生社会の実現を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案説明を求めます。山岸美登利さん、ご登壇ください。

(2番議員登壇)

○2番 山岸美登利君

それでは、ご提案申し上げます。

発議第7号「認知症との共生社会の実現を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和5年12月20日提出。

提出者、蟹江町議会議員、山岸美登利。

賛成者、同、吉田正昭、同、板倉浩幸、同、伊藤俊一、同、佐藤茂、同、飯田雅広、同、安藤洋一。

朗読をもって提案に代えさせていただきます。

認知症との共生社会の実現を求める意見書(案)

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、

本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

## 記

### 一、認知症基本法の円滑な施行に総力を

本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられる様に、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取り組みの推進に総力を挙げること。

### 一、地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること。

### 一、地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取り組みを、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

### 一、認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

### 一、認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

### 一、身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生

活が出来る社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限の尊重し総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等のあり方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

一、認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

すべての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることが出来るのか（認知症ケアパス）、更に認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない！急がせない！自尊心を傷つけない！など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月20日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

以上、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

（2番議員降壇）

○議長 水野智見君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

ここで、保険医療課長、介護支援課長の退席と、住民課長、子ども課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

（午前11時03分）

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時04分)

○議長 水野智見君

日程第17 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定します。

○議長 水野智見君

お諮りします。

精読になっていました発議第6号「蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」、議案第58号「蟹江町手数料条例の一部改正について」、議案第59号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を、この際日程に追加し、議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、3案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長 水野智見君

追加日程第18 発議第6号「蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第19 議案第58号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題とします。  
本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第20 議案第59号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和5年第4回蟹江町議会定例会を閉会します。

(午前11時08分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

水 野 智 見

7 番 議 員

三 浦 知 将

8 番 議 員

吉 田 正 昭